インボイス制度とは

インボイス制度とは、消費税10%への引き上げにともない、
2023年10月1日（令和5年10月1日）より導入される制度で**「適格請求書等保存方式」**ともいいます。
このインボイス制度は、仕入れ税額控除を受けるための改正であり、
適格請求書発行事業者が発行した、適格請求書（インボイス）を保存することが必要となります。

インボイス制度に対応しないとどうなる？

仕入額控除を受けることができなくなるため、「仕入税額控除」が認められなくなります。
通常、消費税の納税は「預かった消費税から支払った消費税を控除（仕入税額控除）した額」で行います。
しかし、この「仕入税額控除」を受けるためには**「請求書などを消費税額の証拠資料として保存すること」**が
要件となっています。
さらに、今回インボイスの導入により、**一定事項の記載がある帳簿と請求書などを保存する義務**が発生します。
つまり、インボイスへの準備を怠ると、**仕入額控除を受けることができなくなります。**

その他詳しい情報や、インボイス制度についての最新情報などは、以下国税庁のHPよりご確認ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm

Copyright(C) Info Mart Corporation.

インボイス（適格請求書）の必須項目

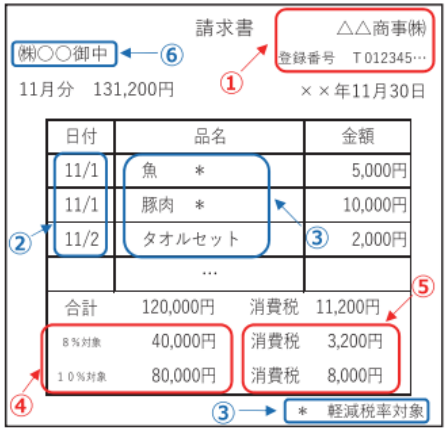
以下項目の記載が必要となります。

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び 適用税率
⑤ 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに１回ずつ）
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

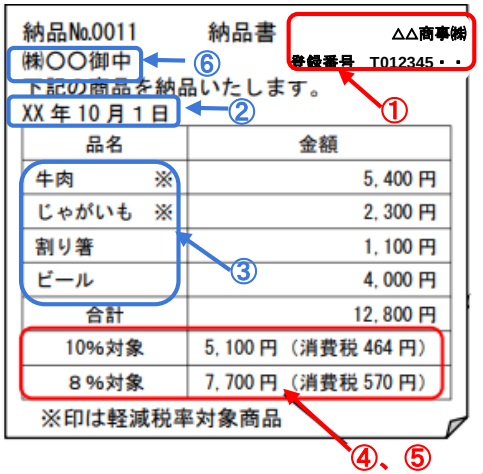
インボイスの作成例

インボイスは、請求書もしくは納品書に全ての必要項目を記載するケースと、複数の書類全体で記載事項を満たして発行することも可能です。

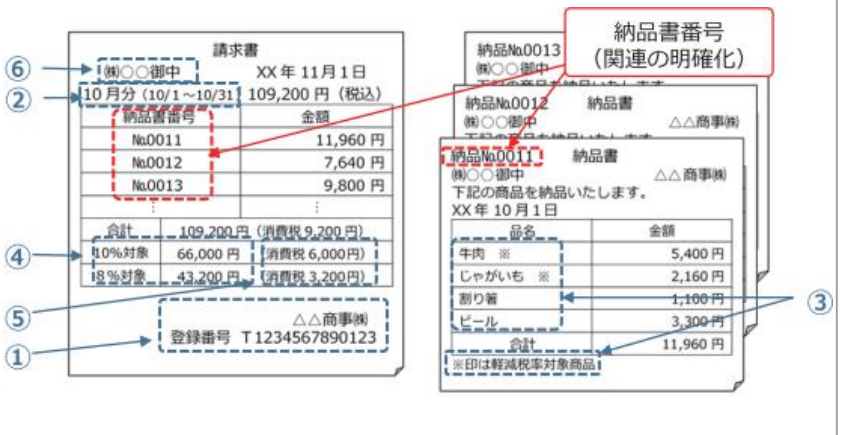
１．請求書だけをインボイスとするケース



２．納品書だけをインボイスとするケース



３．請求書と納品書であわせてインボイスとするケース



※帳票はイメージです。

Copyright(C) Info Mart Corporation.

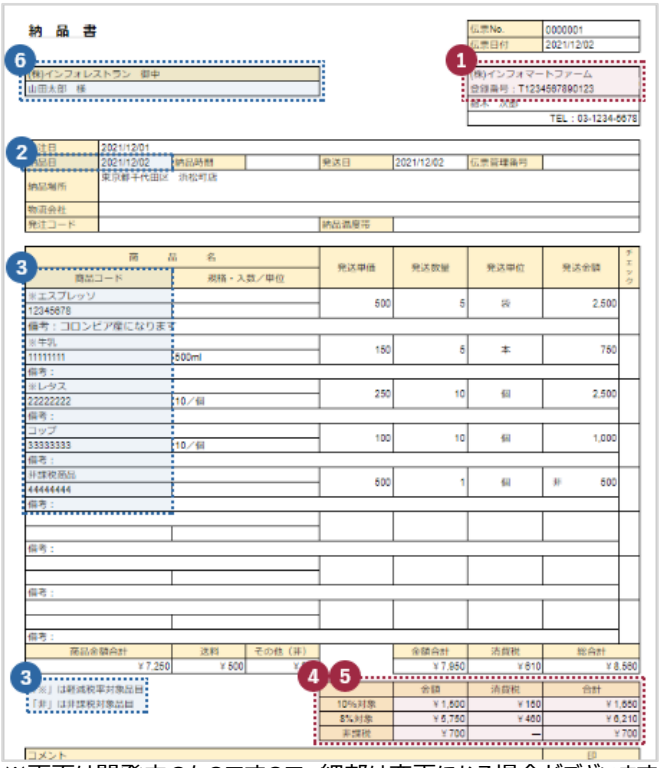
BtoBプラットフォーム受発注ライトのインボイス対応

BtoBプラットフォーム受発注ライトでは、伝票単位で消費税計算を行う場合は、**納品書をインボイスとして発行することができるようになります。**消費税額計算方法はインボイス発行事業者（売り手）にて設定します。



インボイス形式の納品書には、適格請求書発行事業者の登録番号（①）が表示されるようになります。また、軽減税率の対象品目の表記と税率ごとに区分した消費税（④、⑤）も表示されます。

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
※事業者登録番号はインボイス発行事業者（売り手）にて登録します。
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び 適用税率
⑤ 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに１回ずつ）
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称



※赤色がBtoBプラットフォーム受発注ライトの帳票に追加される項目になります。
※納品書はPC版でのみご確認いただけます。
※インボイス形式の納品書を確認できる時期については、改めてご連絡いたします。

※画面は開発中のものですので、細部は変更になる場合がございます。

Copyright(C) Info Mart Corporation.